

岡山県 子ども・福祉部 長寿社会課

- ・資格管理は各個人にて行う
- ・更新には研修の受講が必須である
- ・専門員証の期間が切れてしまうとケアマネとして従事できなくなる

介護支援専門員の資格管理は、原則、各個人において行うこととなります。については、能力向上に資する研修や専門員証の更新に必要な研修については、従事期間を勘案した上で、研修項目や研修時期を自ら把握し、事業所と受講日程を相談の上、研修計画を立てるなどして適時・適切に受講するよう心掛けてください。

とりわけ、介護支援専門員証の交付を受け、ケアマネジャーとして業務に従事している方については、5年間の有効期限内に更新に必要な研修を受講しなかった場合には、ケアマネジャーとして業務に従事できなくなり、事業所の運営にも多大な支障が生じることになりますので十分ご注意ください。

なお、必要となる研修は、次ページ以降の資料を参照するとともに、岡山県子ども・福祉部長寿社会課のホームページにより随時確認するなどして把握するようにしてください。

※P14以降の書式はサンプルとしてご確認いただき、実際の使用は岡山県長寿社会保険ホームページより都度、印刷してご利用いただけますようお願いいたします。
申請書を複写機にてコピーするとバーコードが読み取れない場合があります。

氏名 姓 名		年 月 日	
申請者 住 所 氏 名		職業 氏 名	
連絡先電話 昼 夜		郵便番号 郵便 局	

【 誓 約 書 】

1. 本申請書は、この申請書提出者の事業活動上において必要であること、及びこの申請書提出者であることの
 2. 申請上必要となること、その他特約事項、又は特約事項のないこととなることを、申請書提出者の
 3. 申請書提出者の申請書提出の行為に限り、この申請書提出者の専断に任せること、その他特約事項、又は
 4. 特約事項のないこととなることを、申請書提出者の専断に任せること、その他特約事項、又は
 5. 申請書提出者の申請書提出の行為に限り、この申請書提出者の専断に任せること、その他特約事項、又は
 6. 申請書提出者の申請書提出の行為に限り、この申請書提出者の専断に任せること、その他特約事項、又は
 7. 申請書提出者の申請書提出の行為に限り、この申請書提出者の専断に任せること、その他特約事項、又は
 8. 申請書提出者の申請書提出の行為に限り、この申請書提出者の専断に任せること、その他特約事項、又は
 9. 申請書提出者の申請書提出の行為に限り、この申請書提出者の専断に任せること、その他特約事項、又は
 10. 申請書提出者の申請書提出の行為に限り、この申請書提出者の専断に任せること、その他特約事項、又は

この箇所以外は押印が不要になりました。

7ページ

更新手続き（実務未経験者）

16ページ

介護支援専門員証の更新交付について

- ・介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する方は更新研修を受講してください。研修修了後、有効期間満了日までに有効期間の更新申請を行ってください。
- ・研修を受講しただけでは、有効期間を更新したことになりません。
- ・申請の受付は、有効期間満了日の6か月前からです。
- ・介護支援専門員証の有効期間を更新せずに、介護支援専門員の業務に従事した場合は、介護保険法第69条の3の規定により登録が削除されることがありますので注意してください。

様式第4号

介護支援専門員証交付申請書(更新)

岡山県知事 殿

申請者 住 所 〒 年 月 日

氏 名

連絡先電話 昼() 夜()

納付済証貼付欄

2,880円

202000001060570

《注意！》

★介護支援専門員証のコピーはA4サイズで！

★岡山県納付済証はピッタリの額で！

（令和8年4月から手数料変更見込なので注意）

★受付は有効期限満了日の6か月前から！

※交付スケジュールについてはP12に記載

～更新申請に必要な書類～

- 様式第4号 介護支援専門員証交付申請書（更新）（P16）
（申請書の右肩に研修の管理番号（受講決定通知等に記載）を記入してください。）
- 個人番号報告書（P19）
（マイナンバーカードの写し（裏表）等の添付が必要。詳細は別紙「個人番号報告書の添付書類について（P20）」をご確認ください。）
- ・更新研修修了証明書のコピー（**更新研修最終日に申請を行う場合は不要**）
- 介護支援専門員証のコピー
※古い介護支援専門員証（原本）は、新しい介護支援専門員証が手元に届き次第、長寿社会課に返還（郵送）してください。
- 岡山県納付済証（介護支援専門員証更新手数料 2,880円分）
（収納庫指窓口（P11）で申請書様式のバーコードを貼せて手数料をお支払い後に、納付済証（シール形状）を受け取り、申請書の納付済証貼付欄に貼ってください。）
- 証明写真 1枚（タテ3cm×ヨコ2.4cm、写真の裏に氏名・生年月日を明記）
（別紙の写真貼付用台紙（P21）の所定の位置に貼り付けて提出してください。）
- 返信用の封筒（定形用封筒（23cm×12cm、長形3号）に460円分の切手を貼付して宛名を明記。勤務先等への送付を希望する場合は、勤務先名称と介護支援専門員の氏名の両方を必ず明記すること。）

（手続に必要な介護支援専門員証更新費と手数料や郵送料等については、変更になる場合がありますので、申請時岡山県ホームページ等で確認してください。）

12ページ

交付スケジュール（更新研修修了者）

OR7年度更新研修修了者の専門員証交付スケジュール（予定）
(R8年)

有効期間満了月	申請書類受付日	証交付年月日	発送予定日
4月5日までに満了する方	研修最終日（3月10日、11日、12日）～有効期間満了日まで	随時	3月23日・27日（以上、希望者）、3月30日他
4月6日以降に満了する方	有効期間満了日の6か月前～有効期間満了日前日まで	随時	申請書受付日から1か月程度

8ページ

更新手続き（再研修修了者）

15ページ

有効期間が満了した場合の介護支援専門員証の交付について

- ・有効期間が満了した場合は再研修を受講し、再研修修了後、交付申請をしてください。
- ・再研修を修了しても、介護支援専門員証の交付を受けるまでは、介護支援専門員の業務に従事できません。証の交付を受ける前に、介護支援専門員の業務に従事した場合は、介護保険法第69条の3の規定により登録が削除されることがありますので、注意してください。

様式第3号

介護支援専門員証交付申請書

岡山県知事 殿

申請者 住 所 〒 年 月 日

氏 名

連絡先電話 昼() 夜()

納付済証貼付欄

2,780円

202000001060570

《注意！》

★岡山県納付済証はピッタリの額で！

（令和8年4月から手数料変更見込なので注意）

※交付スケジュールについてはP12に記載

～介護支援専門員証の交付申請に必要な書類～

- 様式第3号 介護支援専門員証交付申請書（P15）
（申請書の右肩に研修の管理番号（受講決定通知等に記載）を記入してください。）
- 個人番号報告書（P19）
（マイナンバーカードの写し（裏表）等の添付が必要。詳細は別紙「個人番号報告書の添付書類について（P20）」をご確認ください。）
- ・再研修修了証明書のコピー（**再研修最終日に申請する場合は不要**）
- 岡山県納付済証（介護支援専門員証更新手数料 2,780円分）
（収納庫指窓口（P11）で申請書様式のバーコードを貼せて手数料をお支払い後に、納付済証（シール形状）を受け取り、申請書の納付済証貼付欄に貼ってください。）
- 証明写真 1枚（タテ3cm×ヨコ2.4cm、写真の裏に氏名・生年月日を明記）
（別紙の写真貼付用台紙（P21）の所定の位置に貼り付けて提出してください。）
- 返信用の封筒（定形用封筒（23cm×12cm、長形3号）に460円分の切手を貼付して宛名を明記。勤務先等への送付を希望する場合は、勤務先名称と介護支援専門員の氏名の両方を必ず明記すること。）

※介護支援専門員登録証明書（原本）又は介護支援専門員証（原本）は、新しい介護支援専門員証が手元に届き次第、長寿社会課に返還（郵送）してください。

（手続に必要な介護支援専門員証更新費と手数料や郵送料等については、変更になる場合がありますので、申請時岡山県ホームページ等で確認してください。）

12ページ

交付スケジュール（再研修修了者）

OR7年度再研修修了者の専門員証交付スケジュール（予定）
(R8年)

申請書類受付日	証交付年月日	発送予定日
研修最終日（3月10日、11日、12日）	3月25日	3月30日
研修最終日以降	随時	申請書受付日から1か月程度

よくある質問①

- ・氏名や住所が変更になった場合は、次の更新時にその旨を申請すれば良いですか？
→いいえ、変更となった時点でP14変更届出書＋必要書面の提出が必要。
- ・更新前の研修申込が間に合わず、専門員証の有効期限満了日を越えてしまった場合、ケアマネ試験から受け直しますか？
→いいえ、登録自体は残るので、再研修を修了すれば再度専門員証の発行は可能です。（有効期限満了日が過ぎて以降、ケアマネとしての従事はできません）

よくある質問②

- ・POSレジでの払い込みについて、受付時間は何時までですか。
→月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで（ただし、祝日及び12月29日～1月3日は除く。）です。
 - ・研修最終日に申請書が提出できなかった場合やその他各種申請書の受付は県社協や県民局等でも行っていますか？
→いいえ、申請受付は岡山県庁長寿社会課（岡山市北区内山下）のみです。郵送（簡易書留）または持参でご提出ください。
- ※その他Q&AをP22～24に掲載していますのでご確認ください。